入退院時の連携に関わる主な診療報酬・介護報酬一覧（詳細な加算に関する要件などについては、国の関連通知等をご確認ください）

入院前→入院時

入院中→退院前

退院時

退院後

ケアマネジャー

入院時情報連携加算（月１回を限度）
（Ⅰ）250 単位
入院当日中に情報提供
（Ⅱ）200 単位
入院後3日以内に情報提供

退院・退所加算
●当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合
カンファあり連携１回…600 単位
連携2回…750 単位
連携3回…900 単位
カンファなし連携１回…450 単位
連携2回…600 単位

緊急時等居宅カンファレンス加算
●病院又は診療所の求めにより、医師又は看護師とともに利用者宅でカンファレンスを行い、必要に応じて介護サービスの調整を行った場合
200 単位（１月に２回を限度とする）

入院医療機関

入退院支援加算（退院時１回）
●退院困難者※等を抽出し、入退院支援を行った場合に算定
（Ⅰ）イ 700点又は ロ 1,300 点
（Ⅱ）イ 190 点又は ロ 635 点

＋ 入院事前調整加算 200点（新設）
●入院前に患者及びその家族、障がい福祉サービス事業者等と入院中の支援について事前に必要な調整を行った場合に算定

＋ 地域連携診療計画加算 300点
●他の保険医療機関及び介護サービス事業者等に診療情報を文書で提供した場合に算定

＋ 入院時支援加算（1:240 点 2:200 点）
●入院前に入院支援を実施した場合に算定

＋ 総合機能評価加算（50 点）
●患者の日常生活能力・認知機能・意欲等の評価結果を踏まえ入退院支援を行った場合に算定

介護支援等連携指導料（400 点：入院中2回まで）
●医師又は医師の指示を受けた医療専門職等が介護支援専門員又は生活支援員と共同して、患者の心身の状態等を踏まえて退院後に導入が望ましいサービス等について説明や指導を行った場合

退院時共同指導料2（400点：入院中１回）
●入院中の医療機関の専門職が、在宅療養担当医療機関の医療専門職等と退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、当該患者が入院している医療機関において算定

＋ 多機関共同指導加算（2,000 点）
●入院中の医療機関の医師又は看護師等が、在宅療養担当医療機関の医師又は看護師等、歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士、保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの看護師等、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、介護支援専門員又は相談支援専門員のうちいずれか3者以上と共同して指導を行った場合

退院前訪問指導料（580 点：入院中１回）
●入院期間が１月を超えると見込まれる患者の円滑な退院のため、患者を訪問し、当該患者又はその家族に対して、退院後の在宅での療養上の指導を行った場合に算定

退院後訪問指導料（580 点：退院後１月を限度とし5回まで）
●患者の地域における円滑な在宅療養への移行及び在宅療養継続のため、患者宅を訪問し、当該患者又はその家族に対して、在宅での療養上の指導を行った場合に算定
在宅療養を担う訪問看護ステーション又は他の保険医療機関の保健師、助産師、看護師等と同行し、必要な指導を行った場合に加算する。

＋ 訪問看護同行加算（580 点：退院後１月を限度とし5回まで）
●保健師、助産師、看護師等と同行し必要な指導を行った場合に算定

入退院支援加算（退院時１回）
（Ⅰ） 入退院支援加算（1）は、次に掲げる入退院支援のいずれかを行った場合に、退院時１回に限り、所定単位に加算する。
イ 退院困難な要因※を有する入院中の患者であって、在宅での療養を希望するものに対して入退院支援を行った場合
一般病棟入院基本料等の場合…700 点
ロ 連携する他の保険医療機関において当該加算を算定した患者の転院を受け入れ、当該患者に対して入退院支援を行った場合
療養病棟入院基本料等の場合…1,300 点
（Ⅱ） 入退院支援加算（Ⅱ）は、退院困難な要因を有する入院中の患者であって、在宅での療養を希望するものに対して、入退院支援を行った場合に、退院時１回に限り、所定単位に加算する。
イ 一般病棟入院基本料等の場合…190 点
ロ 療養病棟入院基本料等の場合…635 点

※ 退院困難な要因
ア 悪性腫瘍、認知症又は誤嚥性肺炎等の急性呼吸器感染症のいずれか
イ 緊急入院である
ウ 要介護状態であるとの疑いがあるが要介護認定が未申請である又は要支援状態であるとの疑いがあるが要支援認定未申請である
エ コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する
オ 強度行動障害の状態の者
カ 家族又は同居者からの虐待を受けている又はその疑いがある
キ 生活困窮者である
ク
ケ 排泄に介助を要する
コ 同居の有無に関わらず、必要な養育又は介護を十分に提供できる状況にない
サ 退院後に医療処置が必要
シ 入退院を繰り返している
ス 入院治療を行っても長期的な低栄養状態となることが見込まれる
セ 家族に対する介助や介護等を日常的に行っている児童である
ソ 児童等の家族から、介助や介護等を日常的に受けている
タ その他患者の状況から判断してアからソまでに準ずると認められる場合

在宅医等

退院時共同指導料１（入院中１回）
●在宅療養を担う医療機関の専門職が、入院中の医療機関の専門職と、退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、在宅療養を担う医療機関で算定
※厚生労働大臣が定める疾病等の患者については条件を満たした場合、当該入院中2回に限り算定できる。
1：在宅療養支援診療所の場合 1,500 点
2：上記以外の場合 900 点

＋ 特別指導管理加算（200 点）
●厚生労働大臣が定める特別な管理を要する状態の患者に算定

令和８年３月時点